

## 「シニアバリュープラン」提供条件書

### 1. 概要

「シニアバリュープラン(以下「本プラン」といいます。)」は、60歳以上のお客様がご加入いただける、1回5分以内の通話がかけ放題の料金プランです。

### 2. 提供内容

#### (1) 加入条件

加入条件
本プランのお申込み時点で、契約者(利用者登録されている場合は利用者とします。以下同じとします。)の年齢が60歳以上であること。

#### (2) 基本情報

シニアバリュープランの基本情報		
月額料金 <sup>*1</sup>	3,680円(4,048円)	
国内通話料 <sup>*2</sup>	5分以内/回の通話がかけ放題 1回の通話が5分を超えた場合は超過分につき20円(22円)/30秒	
月間データ容量	5GB	
通信速度制限	<ul style="list-style-type: none"><li>月間データ容量を超えた場合、当月末までの通信速度を送受信最大128kbpsに制限します(通信速度の制限は、翌月1日に順次解除します)。</li><li>混雑時や大量のデータ通信のご利用があった場合などに通信速度の制限を行なうことがあります。</li></ul>	
対象契約	auの5G契約、4G LTE契約	
対象端末	スマートフォン	
各種割引サービスの割引額	auスマートバリュー	1,000円(1,100円)/月
	家族割プラス	割引対象外 ※家族割プラスの割引額を判定するための回線数カウントの対象です。
	au PAYカードお支払い割 /auじぶん銀行お支払い割	200円(220円)/月
	スマイルハート割引	400円(440円)/月
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>電話きほんパック(V)対象のオプション料が無料となります<sup>*3</sup>。</li><li>「通話定額2」のご利用料金は1,000円(1,100円)/月となります。</li></ul>	

\*1:5G NET又はLTE NETを含む料金です。

\*2:0570(ナビダイヤル)・衛星電話など一部の通話については、かけ放題の対象外となり、通常の通話と通話料が異なる

場合があります。また、当社が別に定める協定事業者への通話や月間 744 時間を超える通話についても、かけ放題の対象外となる場合があります。これらの取扱いを含め国内通話に係る取扱いについては、通話定額ライト2と同様とします。

\*3:料金プランの適用が申込みの翌月となる場合でも、対象のオプションを新たにお申込みの場合、オプション料は申込み当月より無料となります。

※本提供条件書に定めのない国際通話の料金、SMS 送信料、月間データ容量の対象となる通信などその他の料金・サービスの取扱いについては、スマホミニプラン+5G/スマホミニプラン+4G と同様とします。

### (3)au じぶん銀行お支払い割の詳細

au じぶん銀行お支払い割 <sup>*4</sup>	
適用条件	月末日時点で、ご利用料金の支払い方法として au じぶん銀行での口座振替を設定していること。
割引内容 <sup>*5*6</sup>	月額料金から 200 円(220 円)/月を割引

\*4:スマイルハート割引とは重畠されず、スマイルハート割引のみ適用されます。

\*5:月額料金が日割の場合、割引額も日割します。

\*6:当面の間、翌月以降のご利用料金から減算します。

## 3. 重要事項

### (1)本特約の廃止について

- 譲渡、承継、新たな利用者登録又は登録利用者の変更を行う場合、他の料金プランへ変更する必要があります。

### (2)その他のご注意事項

- 法人契約のお客様は対象外です。
- KDDI/沖縄セルラーが提供する他のサービス・キャンペーンにご加入いただけない又は併用できない場合があります。
- 別途、通話料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書及び契約約款等(au(5G)通信サービス契約約款、au(LTE)通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款及び各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いをする額は、本提供条件書及び契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

### ■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、KDDI/沖縄セルラーは、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合

であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、  
予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。

・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/  
沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■更新履歴

2025年9月1日 初版作成